

二ツ屋病院 訪問リハビリテーション事業所運営規程

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション

第1条 医療法人社団芙蓉会 二ツ屋病院が実施する指定訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定訪問リハビリテーションの従事者は、要支援者・要介護者が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。
指定訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 指定訪問リハビリテーションを実施する事業者の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 医療法人社団芙蓉会 二ツ屋病院
- (2) 所在地 石川県かほく市二ツ屋72

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定訪問リハビリテーションの従事者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

理学療法士・作業療法士のうち1人以上（常勤）

理学療法士・作業療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なりハビリテーションおよび指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
ただし、国民の祝日、振替休日、創立記念日（8月1日）、盆休（8月15日、16日）、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後2時30分
ただし、午前9時00分より移動開始、午後2時30分までに移動終了となるため、そのサービス提供時間は、サービスを提供する区域によって移動時間を考慮するものとする。

(指定訪問リハビリテーションの内容)

第7条 指定訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問

し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 かほく市、宝達志水町

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その負担割合に応じた額とする。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する(片道×2)。タクシー利用の場合は、その実費額とする。
 - ・事業所から片道概ね 15 km未満 100 円
 - ・事業所から片道概ね 15 km以上 200 円
- 3 交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(サービスにあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- 3 事業者は、正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
- 4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
- 5 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行する。

(苦情処理)

第11条 訪問リハビリテーションに関する利用者その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける窓口を設置し、その内容等を記録する。

(虐待の防止)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、「虐待防止のための指針」に掲げる事項を実施する。

(身体拘束について)

第13条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし利用者本人または他人の生命・

身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、緊急性、非代替性、一時性について検討した上で、利用者またはその家族に説明し同意を得て必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録する。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に実施する。

(緊急時の対応方法)

第14条 サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡する。

(事故発生時の対応方法)

第15条 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理等)

第16条 サービスの提供に係る設備及び器具類については衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

- 2 事業所においては、感染症の発生およびまん延防止のために必要な措置を講じ、ご利用者への感染拡大の防止に努めます。
- 3 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努める。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、非常災害に備えるため定期的に避難・救出等の訓練を行う。

(ハラスメント対策)

第18条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場及びサービス提供場面において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、「ハラスメント防止に関する指針」に掲げる事項を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第20条 サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、サービス終了日から5年間保存する。

- (1) リハビリテーション実施計画書
- (2) 診療録
- (3) 提供したサービスに係る記録
- (4) 市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容などの記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する留意事項)

第21条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団芙蓉会 ニツ屋病院が定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年12月1日から改訂・施行する。

この規程は、令和2年3月6日から改訂・施行する。

この規程は、令和5年9月1日から改訂・施行する。

この規程は、令和6年4月1日から改訂・施行する。

この規程は、令和7年4月1日から改訂・施行する。